

# 木造の店舗や事務所などの地震対策大丈夫!?

昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造建築物は耐震性能が不足している可能性があります

大分市では、耐震診断・耐震改修費用の一部を補助しています。昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた 3 階以下の木造の建築物で耐震化を検討される際は、大分市開発建築指導課へご相談ください。

※補助対象となるためには、居室を有し、かつ、居室の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上であることが条件となります

※補助金申請前に診断及び改修工事等を行った場合、事前着手となり補助金支出ができない場合がございますのでご注意ください

## ① 耐震診断



建築物が地震に対して、どの程度建物強度を持っているのか、耐震性を調べるのが「耐震診断」です。この診断により大規模な地震に対する安全性がわかります。

・補助金額…診断費用の 10/10 (ただし規模等により上限あり)

延べ床面積 条件	床面積 < 100 m <sup>2</sup>	床面積 ≥ 100 m <sup>2</sup>	
		建築時の図面あり	建築時の図面なし
上限額	3600 円 × 床面積(m <sup>2</sup> ) 又は 90,000 円の低い額	95,000 円	110,000 円

## ② 耐震改修



耐震診断の結果、建築物の耐震性が不足と認められ、適切な補強工事を行うのが「耐震改修」です。

・補助金額…改修費用 (補強設計・監理費含む) の 2/3  
(ただし規模等により上限あり)

条件	耐震改修	下記条件①～③のいずれかに該当する場合
上限額	80 万円	100 万円

① 床面積 ≥ 180 m<sup>2</sup>

② 昭和 34 年 12 月末日までに建築されたもの

③ 耐震診断(精密診断法のみ)の結果、各階の上部構造評点が 0.4 未満と判定されたもの